

プラスチック代替製品利用促進 事業



補助の対象

1 補助対象者

「チームプラスマさが」の登録事業者で、以下の要件を満たす者

- (1) 交付要綱で定める暴力団排除の要件を満たしていること
- (2) 県税の未納がないこと

2 補助対象事業

県内での商品やサービスの提供のために顧客に供される製品をプラスチック製品からプラスチック代替製品※へ切替えを行う事業

補助の内容

1 補助対象経費

プラスチック代替製品の購入費

但し、プラスチック代替製品の購入に係る送料、振込手数料等の間接経費は対象としない。

2 補助率

補助対象経費の1/2以内

3 補助限度額

1店舗・事業所10万円以内（但し、3店舗・事業所まで）

※プラスチック代替製品とは…？

本補助事業でのプラスチック代替製品とは、以下のものをいう。

- 一般社団法人日本有機資源協会のバイオマスマーク認定商品
- 日本バイオプラスチック協会のバイオマスプラマーク取得製品
- 紙または木を主たる素材とする製品
- 上記に類すると知事が認めるバイオマス製品

ご利用には、チームプラスマさがへの登録が必要です

【申し込み・問い合わせ先】佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課 企画・公共関与担当

TEL 0952-25-7078 FAX0952-25-7109 ✉junkan-recycle@pref.saga.lg.jp